



# 消費生活相談窓口あります！

一人で悩まず、まずは気軽に相談を

## 西諸県地域消費生活相談窓口



### 消費生活センターって どんな事が相談できるの？

- 商品やサービスの契約で事業者とトラブルに。
- 身に覚えのない商品が届いた。
- 購入した製品を使用中にケガをした。
- 1回限りのつもりが2回目の商品が届いた。

などの、消費者トラブルに巻き込まれたときはもちろん生活知識などの消費生活に関わる相談や実際にトラブルになっていない場合でも契約前に分からないことや不安なことがあればお気軽にご相談ください。



### 相談するには、費用は どれくらいかかるの？

相談は **無料** です。

※ただし、電話でご相談の時は通話料金がかかります。

### ※クーリング・オフをご希望の場合

クーリング・オフに関するご相談の場合申し出期間に定めがある為早急にお電話でご相談、可能であれば関係書類を準備の上ご来訪ください。



## 相談をスムーズにするためのアドバイス

### ① 相談時に準備しておくよい物

- ✓ 商品やサービスの保証書
- ✓ 契約書などの約束事が書かれた書類
- ✓ 請求書や領収書など金額が分かるもの
- ✓ 契約に至った商品等の広告やパンフレット

※インターネット・スマートフォンに関係するものは

- ・**プリントアウト** などで保存しておきましょう。
- ・**スクリーンショット**

### ② 聴き取り時に聞かれること

- ✓ 契約のきっかけ  
(ネット広告を見て・事業者からの電話で など)
- ✓ 契約しようと思った理由
- ✓ 契約日
- ✓ 何を購入・契約したか
- ✓ 契約金額(購入金額)・支払い方法
- ✓ 契約先事業者情報



最近は悪徳商法の手口が多様化、巧妙化しているので、自分や家族がトラブルに巻き込まれていても気づきにくいことがあります。「何か変だな」「不審だな」と思ったら1日でも早く消費生活相談窓口にご相談ください。

## 受付時間

☎ **0984-23-1179**

**9:00~12:00**

**13:00~16:00**

※(土日・祝日・年末年始を除く)

※相談時間等、事前にご相談いただければ可能な限り対応いたしますので、ご連絡下さい。

## 来所受付

事前に左記の番号にご連絡いただき**ご予約**をいただくとスムーズに対応できます。

来所された際は「総合案内所」にて「**消費生活相談に来た**」とお伝えください。相談員が伺います。